

## はじめに

いじめは、児童生徒の心身の健全な発達や人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるなど、解決が困難な事案につながるおそれのある深刻な問題です。

いじめはどの子どもにも、どの集団においても起こりうるものであり、だれもが被害者にも加害者にもなる可能性があります。また、児童生徒の集団の中にいじめがあるということは、いじめを受けた児童生徒だけの問題ではなく、いじめを行った児童生徒、観衆としてそれをはやし立てたり、傍観者としてこれを見てみぬふりをしたりした児童生徒を含むすべての児童生徒の心身の健全な発達の大きな妨げとなります。

そのため、いじめ問題への取組は、すべての児童生徒を対象に、それを取り巻くすべての学校の教職員、保護者、地域の皆さんが自らの問題として切実に受け止め、一枚岩となって徹底して取組むべき重要な課題です。

長野県では、「いじめを見逃さない長野県」を目指す共同メッセージ（平成 24 年 8 月 7 日 長野県知事・長野県教育委員会委員長）を発出し、県民総ぐるみで、子どもたちがいじめによって辛く悲しい思いをすることがないように取組むことを決意しました。

このたび、いじめ問題の克服に向けて、県・市町村・学校・家庭・地域・その他の関係者が連携を強化し、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）」第 12 条に基づき、基本的な方針を策定します。

この基本的な方針をもとに、すべての児童生徒が毎日安心して学習やその他の活動ができるよう、学校や家庭、地域その他の関係者が、学校や地域の実情に応じて具体的かつ実効的ないじめ問題への取組を計画・立案、展開されることを期待します。

## 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

### 1 いじめ防止等の対策の目指す方向

- (1) すべての児童生徒が、いじめを許さず、自他ともに尊重しながら、人間関係を築くことができるようにするとともに、安心して学習やその他の活動に取り組むことを目指します。
- (2) 児童生徒が自己有用感を感じたり、自己肯定感を高めたりすることができる機会を設けるように努めます。
- (3) 児童生徒を大勢の大人の目で見守るとともに、児童生徒や保護者が相談しやすい環境を整え、いじめが大事になる前に早期発見・早期対応に努めます。
- (4) いじめが起きたときは、いじめられた児童生徒の心身の安全を第一に、児童生徒の気持ちに寄り添い、学校、家庭、その他の関係者が連携して支援・指導を継続し、いじめ問題を乗り越えることを目指します。

## 2 いじめとは

### (1) いじめの認知

『いじめ』とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

学校では、上記「いじめ防止対策推進法」第2条の定義に基づき、個々の行為が「いじめ」に当たるのかどうかの判断はいじめられた児童生徒の立場に立ち、本人や周辺の状況等を客観的に確認したりするなどして複数の教員で行います。

そのため、いじめられた児童生徒の気持ちに寄り添い、ささいなできごとであっても軽視せずに、いじめの可能性のある事象について認知の対象とすることが必要です。その際、「いじめ」という言葉でくくることなく、具体的な行為と児童生徒の気持ちを結びつけることが重要です。

### (2) 見えにくいいじめ

いじめの行為の代表的なものは、からかいやいじわる、いたずらや嫌がらせ、陰口や無視などです。これらは行為だけを見れば、好ましくはないものの、「ささいなこと」、日常的によくあるトラブルです。しかし、そうしたささいに見える行為を継続的に複数の者から繰り返されたりすることで、いらだち・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感等がつのり、精神的に追い込まれていくことがあります。さらに、暴行や傷害、恐喝などのように、犯罪行為として取り扱われるべきものにエスカレートしていく危険性もあります。

いじめは大人の目につきにくいように行われることが多いため、気づかずに見過ごしてしまったり、気づいてもふざけや遊び、よくあるトラブル等と判断して見逃してしまったりすることもあります。さらに、「いじめは簡単には解決されない。」「解決が不十分だとよけいにいじめがエスカレートすることもある。」と生活経験から感じている児童生徒もおり、自分からいじめを訴えないこともあります。

いじめを受けた児童生徒や周囲の児童生徒に、いじめに気付いたり、相談したりする力を育むとともに、大人が児童生徒との信頼関係を築くよう努めたり、いじめを訴えやすい体制を整えたりするなどして、見えにくい心理的・精神的な被害を問題にする姿勢で、問題を見えるようにしていくことが必要です。

### (3) いじめの背景

いじめには、多様な背景が考えられます。例えば、次のような要因によりストレスを感じたり、ストレスに適切に対処することができなかつたりする場合があります。

- ・ 児童生徒相互の人間関係や教師との信頼関係がうまく築けない。また、授業をはじめとする教育活動によって、満足感や達成感を十分味わえていない。
- ・ 直接的な人間関係が薄れ、異年齢で遊んだり、地域の活動に参加したりする機会が減少し、社会性や協調性が育ちにくい。

- ・心のふれあいの時間の減少、基本的な生活習慣の形成不足などにより、相手を思いやる気持ちや、「いじめは絶対許されない」といった規範意識が育ちにくい。

そのため、児童生徒を取巻く状況等を多方面から探り、気持ちを読み取るようにすることが必要です。そうすることが日常的な未然防止にもつながります。

また、児童生徒の情報端末機器の所持率の増加に伴い、パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる事案が近年増加傾向にあります。ネット上のいじめへの対策も急務です。

### 3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

#### (1) 未然防止

「発生してから対応する（事後対応）」という考え方からの転換を図り、いじめの起こりにくい学校、学級等の集団づくりを進め、すべての児童生徒を対象に、互いを尊重し合う態度や心の通い合う人間関係を構築する能力を養えるようにすることが大切です。そのためには、次のような点を大切にしたい取組を推進していくことが必要です。

- ・児童生徒に「いじめは絶対に許さない」、「いじめられてよい子は一人もいない」ことや、命の尊さをについて理解を促す。
- ・児童生徒が充実感や自己有用感を感じられる教育活動を展開し、集団の一員としての自覚や自信を育み、自己肯定感を高め、ストレス等に適切に対処できる力を育成する。
- ・児童生徒間のささいなトラブルは人間関係づくりをする機会ととらえて指導し、児童生徒が自他を理解し、相手との関係を自らつくる力を育む。
- ・児童生徒が安心して毎日を過ごせるよう、規律ある環境づくりや開かれた集団づくりを行う。

#### (2) 早期発見

学校、家庭、地域の大人が連携して児童生徒を見守り、いじめを見逃さないようにします。次のような点を大切に、いじめにいち早く気づき、迅速な対応をすることが必要です。

- ・いじめは、見えにくいことを認識し、ささいな兆候であっても「報告・連絡・相談」を大切に積極的に認知する。
- ・定期的なアンケート調査、チェックシートの活用、相談窓口の周知等により、児童生徒や保護者がいじめを訴えやすいようにする。
- ・学校職員はふだんから児童生徒や保護者と信頼関係を築くように心がける。また、日常的に、学校と地域、関係機関等が顔の見える関係を構築しておく。

#### (3) いじめが起きたときの対応

いじめがあることが確認された場合は、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保したうえで、一人で抱え込まず、速やかに組織的対応をすることが大切です。そのため、学校ではいじめ対応マニュアルの充実を図り、だれが、何を、いつ、どのようにするのかを速やかに判断できるようにしておくとともに、いじめられ

た児童生徒、いじめた児童生徒、周囲の児童生徒への指導・支援のあり方や保護者との連携について共通理解しておくことが必要です。また、教育委員会への連絡・相談、事案に応じた関係機関との連携についても体制を整えておく必要があります。

#### (4) 家庭や地域、関係機関・関係団体との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭や地域、関係機関・関係団体とが連携し、多くの大人が児童生徒とかがかわることが大切です。

また、いじめ問題への対応では、学校や教育委員会だけでは指導の効果を十分にあげることが困難な場合もあるため、警察や児童相談所、医療機関、地方法務局等と適切に連携することが欠かせません。

## 二 いじめの防止等のための対策

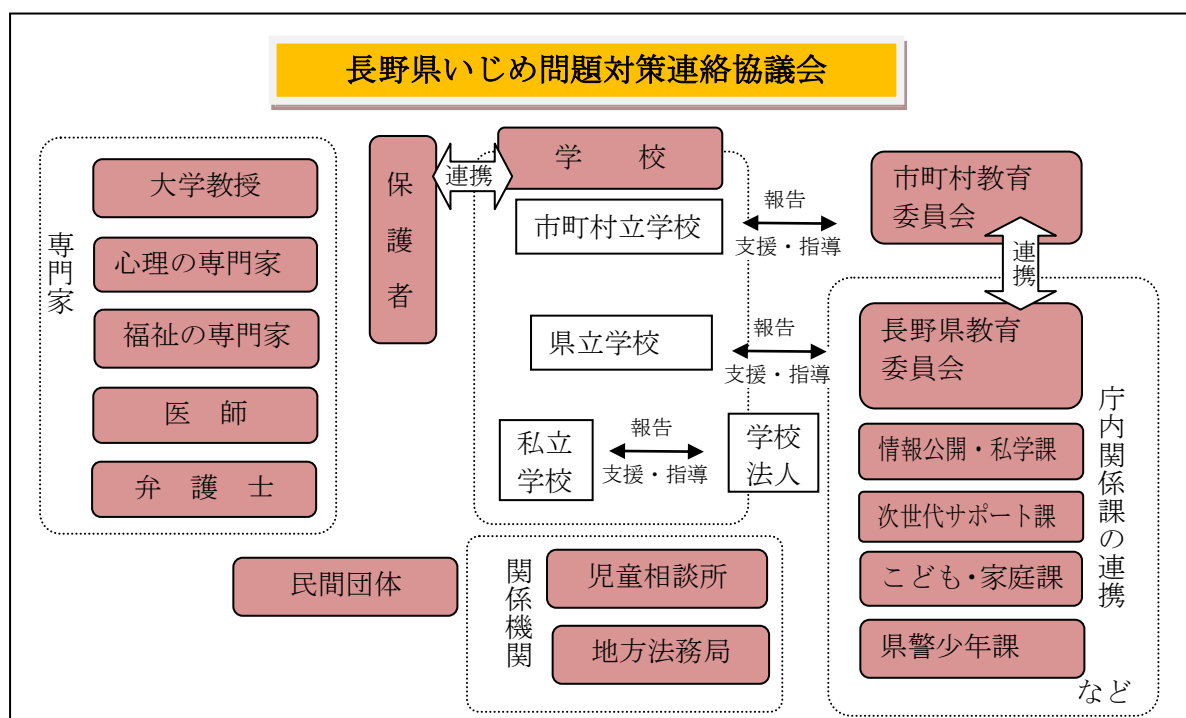
### 1 県の取組

県はいじめ防止等に係る財政上の措置、人的な支援体制の整備等必要な措置を講ずるよう努めるとともに、学校においていじめ防止等の対策が適切に実施されるように支援します。

#### (1) いじめ問題対策連絡協議会(仮称)

県では、「いじめ問題対策連絡協議会(仮称)」を設置し、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るとともに、学校におけるいじめの状況等を確認し、「いじめ防止等のための基本的方針」に基づくいじめ防止等の取組の状況について評価等を行います。

《いじめ問題対策連絡協議会イメージ図(例)》



協議会では次のような事項について協議します。

- 学校や地域におけるいじめの状況やいじめ防止等の取組の実施状況の把握。
- 関係機関・関係団体等によるいじめ防止等の取組の共通理解。
- いじめ防止等の取組の評価。
- 県がいじめ防止等の取組の提言。
- 新たな知見や見解に基づく予防教育のあり方。 等

## (2) 未然防止の取組

### ア 学校の教育活動充実のための支援

- ・ 人権教育の視点に立った教育活動の推進、道徳教育及び体験活動等の充実や、児童生徒のいじめ防止等のための自主的活動に対する支援の充実を促す。
- ・ いじめの防止等のための取組や学校職員の資質能力の向上のための研修実施。
- ・ 学校の生徒指導体制充実のための教員配置や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用促進。
- ・ 学校のいじめ防止等の取組の点検、充実の支援。

### イ 広報・啓発活動

- ・ 家庭や地域を対象としたいじめ防止、情報モラル向上にかかわる広報・啓発実施。

### ウ 学校と地域が組織的に連携・協働する体制の整備

- ・ PTA や地域、関係団体が学校の教育活動にかかわるための連携を促進。
- ・ 警察官等経験者であるスクールサポーターの支援体制の整備と連携促進。
- ・ 各市町村における、幼児期からの子どもの支援情報の確実な引継ぎ等地域支援体制の整備を促す。

## (3) 早期発見の取組

### ア 早期発見・早期対応の取組への支援・助言

- ・ 学校の教育相談体制、生徒指導体制への支援・助言。
- ・ 学校におけるいじめを含む生徒指導上の諸問題の状況の日常的、定期的な把握。
- ・ いじめの早期発見のための家庭や地域への情報発信。

### イ 相談体制整備

- ・ 電話等でいじめの通報・相談を受け付ける学校外の窓口の整備とその周知。
- ・ 児童生徒や保護者に対するいじめ早期発見のための定期的な調査。

## (4) いじめが起きたときの対応

### ア 学校におけるいじめ問題の状況の把握と適切な措置

- ・ 学校へのいじめ事案の報告の指示。当該報告に係る事案についての必要な調査。
- ・ いじめ事案に係る学校の対応への指導、助言。
- ・ インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備の促進。

## イ いじめ問題への対応のための体制整備

- ・ 問題への対応のために、弁護士や医師、心理や福祉の専門的な知識を有するもの等多様な人材を活用できる体制の整備。

## (5) その他

- ・ 学校のいじめ防止等のための対策の実施状況についての調査研究及び検証、成果の普及。
- ・ 教員が児童生徒と共にすごし、向き合うことのできる時間を確保するため、学校マネジメント体制づくりへの支援。
- ・ 学校の教育活動や学校運営に保護者や地域住民が参画する機会の促進。

## 2 市町村の取組

市町村においても、いじめ防止等に係る財政上の措置、人的な支援体制の整備等必要な措置を講ずるように努めるとともに、所管する小中学校においていじめ防止等の対策が適切に実施されるように支援します。

### (1) 地方いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

- ・ 市町村では、市町村の実情に応じ、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるように努めます。
- ・ 市町村では、いじめ防止等に係る機関及び団体の連携を図るために、学校、保護者、教育委員会、医師、弁護士、心理や福祉の専門的知識を有するもの、警察関係者その他の関係者により構成される「いじめ問題対策連絡協議会(仮称)」を設置することが望まれます。

### (2) いじめ防止等の取組

市町村では、いじめ防止等のための県の取組に準じ、未然防止の取組、早期発見の取組、いじめが起きたときの対応を、学校や地域の実情に応じて適切かつ効果的に行うように努めます。

市町村教育委員会では設置する学校におけるいじめ防止などの取組を支援するとともに、学校と連携して積極的に推進することが望まれます。

また、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒の就学校の指定の変更や区域外就学等いじめられた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討することも必要です。

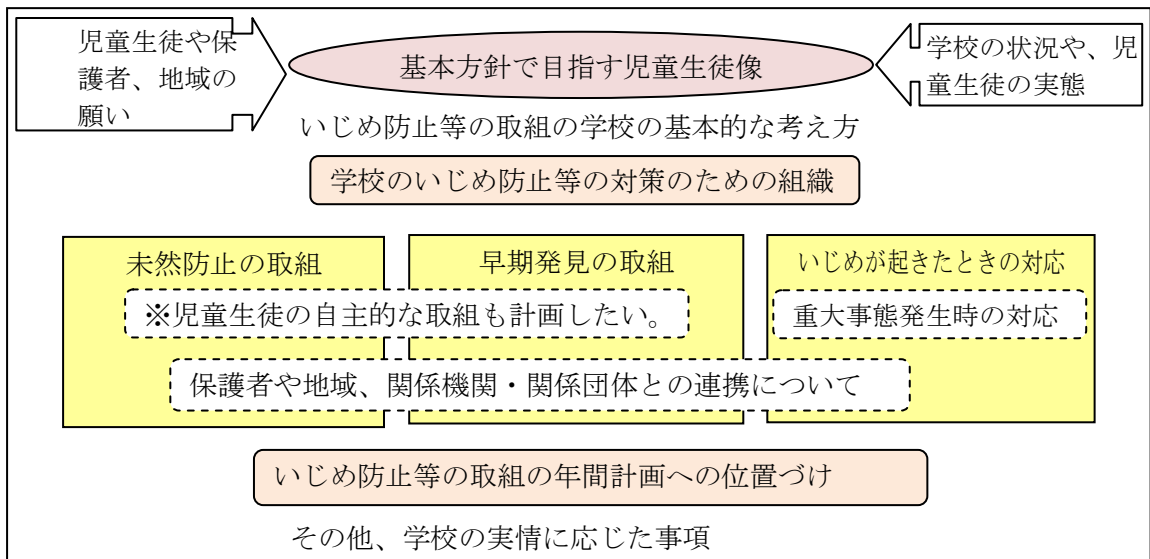
## 3 学校の取組

学校は、「いじめ防止等のための基本的な方針(以下、「学校いじめ防止基本方針」という)」を基に、校長の強力なリーダーシップのもと「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を中核に職員が一致協力し、保護者の協力を得たり、学校の設置者や関係機関等と連携したりして学校の実情に応じたいじめ防止等の取組を推進します。

## (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、いじめ防止等の取組に対する基本的な考え方、いじめ防止等の取組の具体的な内容、いじめ防止等の取組の年間計画等を「学校いじめ防止基本方針」として定めます。

### 《学校いじめ防止基本方針の項目例》



策定にあたっては、保護者や地域の方の参画を図ったり、児童生徒の意見を取り入れたりすることで、学校のいじめ防止等の取組を円滑に進めていくことが期待されます。

また、学校のホームページで公開したり、保護者に配布したりするなどし、家庭や地域の理解を得ながら、連携していじめ防止等の取組みを進められるようにします。

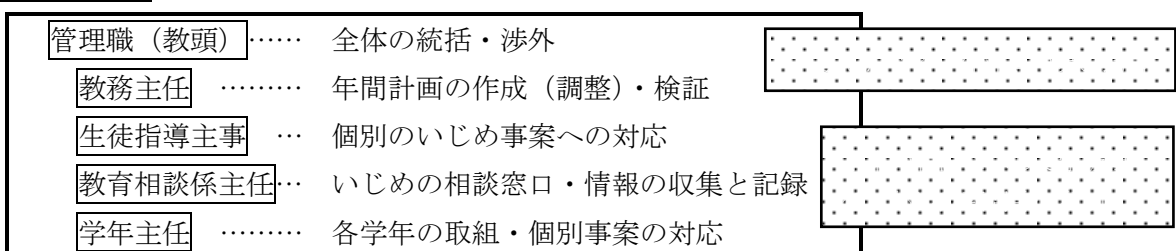
また、「学校いじめ防止基本方針」に定めたいじめ防止等の取組が、学校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うようにします。

## (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

学校は、複数の教職員、必要に応じて、心理、福祉に関する専門的な知識を有するものやその他の関係者により構成する「いじめの防止等の対策のための組織」を中心にいじめの防止等の取組を実効的に行います。事案の状況に応じ、学級担任や部活動顧問など、関係の深い教職員を追加するなど、柔軟に拡充を図ります。次のような役割を担います。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成。
- 学校いじめ防止基本方針の PDCA サイクルでの検証、必要に応じた見直し。
- 児童生徒、学校職員、保護者等のいじめの相談・通報の窓口。
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、職員の情報共有。
- いじめの疑いに係る情報があつた時の組織的対応の中核。

《イメージ図 (例)》※ すべてにおいて構成員全員が集まる会議である必要はない。



### (3) 未然防止の取組

学校では、すべての児童生徒を対象に、児童生徒が本来もっているよさや可能性を引き出すなどの予防的・開発的な生徒指導を推進し、健全な社会性を育むとともに豊かな情操を培い、相手の気持ちや立場を慮り、自分も相手も大切にすることを養います。また、児童生徒が過度なストレスをため込まないようにするとともに、ストレスを感じた場合でも適切に対処できる力を育むことも必要です。

#### ア いじめの起きにくい学校、学級づくり

##### (ア) 日々の授業の充実

- ・ 三観点（ねらい・めりはり・見とどけ）を大切にした「わかる授業」の展開と学習内容の確実な定着。
- ・ 「学習の約束」等授業中のルールを明確にした規律のある学習環境づくり。
- ・ 思いやり・友情・生命の尊重・正義・公正公平・よりよい社会の実現などの内容項目を扱う場面で、児童生徒が自分自身の実生活や体験に目を向けられる道徳の学習の工夫。

##### (イ) 児童生徒が主体的に取り組む活動の位置づけ

- ・ 相手の感じ方や考え方を尊重したり、自分の思いや考えを伝えたりすることができるコミュニケーション活動の設定。
- ・ 児童生徒が自分の役割を自覚し、仲間と気持ちを一つにして取り組むことによって協力の大切さに気づき、達成感を味わえる活動の設定。

##### (ウ) 体験活動の充実

- ・ 児童生徒が挑戦することで、達成感、感動、人間関係の深まりが感じられ、自己肯定感が高められる活動の工夫。
- ・ 多様な価値観を認め合ったり、自分に自信をもったり、生き方にあこがれをもったりできるような異学年交流や学校種間交流、地域の方と連携した行事の工夫。

##### (エ) 職員の研修

- ・ 教師自身が人権感覚を大切にした教育活動を展開。
- ・ いじめの防止等のための対策など職員の資質能力の向上のための研修、子どもの理解等についての保護者と合同の研修を実施。

#### イ 「いじめは絶対に許さない」という姿勢の周知

- ・ 「いじめは絶対に許さない」、「いじめられてよい子は一人もいない」という学校の姿勢や、いじめ防止等に関する学校の考え、取組等の保護者や地域への発信。全校集会やPTAの会合、地区懇談会等での周知。
- ・ 人権教育強調月間、定期的な教育相談、アンケートなどの年間計画への位置づけ。
- ・ 保護者や地域とともにいじめ防止等の取組みを考え合う機会の設定。

#### ウ 児童生徒のいじめ防止のための主体的活動の活用

- ・ 児童生徒による自他の人権を守り、大切にしようとする活動や、自尊感情を高め、コミュニケーション能力をはじめとする人間関係形成能力を育てる活動、情報機器の使用に関する申し合わせ作りなどの活動への支援。



#### (4) 早期発見の取組

学校の教職員は、日頃から児童生徒や保護者と信頼関係を築き、児童生徒や保護者が相談しやすい体制を整えるよう努めます。また、いじめの可能性のある事象を発見したり、情報を得たりした場合は、一人で判断することなく、「いじめの防止等の対策のための組織」や学年会などと情報を共有し、複数で判断します。

##### ア 日常活動を通じた早期発見

- ・ 児童生徒の表情を観察したり、声がけをしたりする、共に過ごす時間の確保。
- ・ 日記や生活記録を通じた対話による児童生徒の気持ちの変化の把握。
- ・ 学年会や教科会での情報交換。
- ・ 相談箱設置など、児童生徒が日頃の悩みや相談したいことを直接伝えられる工夫。

##### イ 相談体制の充実

- ・ 児童生徒や保護者が安心して相談できる校内相談窓口の設置と周知。また、校外相談窓口の周知。
- ・ 相談室への職員の常駐、保健室での相談などいつでもだれでも相談できる工夫。
- ・ スクールカウンセラーの積極的な活用。
- ・ 教育相談日や相談の時間の設定等による、すべての児童生徒との計画的な相談実施。
- ・ 学校の「いじめの防止等の対策のための組織」等との確実な情報共有。

##### ウ アンケートやチェックリストの活用

- ・ アンケートによる児童生徒の学校内外の生活や、心の変化の把握。面談実施。
- ・ 児童生徒一人一人の学校生活満足度や意欲、社会性についての現状把握。
- ・ チェックリストを用いた担任自らの学級経営の点検。
- ・ アンケートやチェックリストを活用した家庭での早期発見協力依頼。

#### (5) いじめが起きたときの対応

いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてくれた児童生徒の安全を確保したうえで、教職員は一人で抱え込むことなく、速やかに「いじめの防止等の対策のための組織」を中核とした組織的対応をします。そのため、自校の「いじめ対応マニュアル」の充実を図り、全職員が組織的対応のしかたを共通理解しておく必要があります。

○見通しをもって支援・指導ができるようにするため、対応の手順のフローチャート化。

○「いじめの防止等の対策のための組織」が中心となって支援・指導方針や、具体的な対応の仕方、役割分担などを決定。

○「全体像の把握（事実確認）」・・・いじめの訴えの傾聴、事実と気持ちの聴き取り、事実関係の整理（いじめの構造）、保護者との連携等のポイントの共通理解。

○「いじめられた児童生徒、保護者への支援」・・・必ず守り通す姿勢、心のケアや様々な弾力的な措置（別室での学習等）、保護者への迅速な連絡と対応の情報共有、児童生徒に寄り添い支える体制づくり等。

○「いじめた児童生徒への指導と保護者への助言」・・・事実と気持ちの聴き取り、いじめをやめさせる、疎外感や孤立感を与えないような配慮の下に指導を継続（いじめ

てしまった背景に理解を示しながらも毅然とした指導）、保護者への迅速な連絡と継続した助言。よさを伸ばしていけるようなかかわりの継続等。

- 「いじめが起きた集団への指導」など支援・指導のポイントの共通理解。
- 学校の設置者（教育委員会）への報告。保護者への連絡と協力した支援・指導。必要に応じて関係機関（警察、児童相談所等）との連携体制構築。

#### (6) ネット上のいじめへの対応

児童生徒の情報端末機器の所持率の増加に伴い、インターネットを介した誹謗・中傷、名誉毀損や人権侵害などの発生のリスクが高まっていることを認識し、学校や教職員は自ら研修を行う等して情報端末器機の特徴を理解するように努めます。また、ネット上のいじめに対応するマニュアルを整備することが必要です。

- ・未然防止の観点から児童生徒児童生徒に対して情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対して啓発を行い、協力を得る。
- ・児童生徒間の情報に注意したりして、ネット上のいじめの早期発見に努める。
- ・不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために直ちに削除の措置を講ずるなど適切に対処する。

#### (7) その他

##### ア 教員が児童生徒と向き合う時間の確保

学校では、教員が児童生徒と向き合い、共に過ごす時間を確保するため、教員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えたり、仕事の内容を整理したりするなどして、校務の効率化に努めます。

##### イ 学校評価や教員評価の取扱

- ・学校評価でいじめの問題を取り扱う場合は、いじめの有無やその多寡のみを評価することなく、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえて改善に取り組むようにする。
- ・教員評価で、いじめの問題を取り扱うに当たっては、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう留意する。

## 4 学校と家庭、地域、関係機関・関係団体が連携したいじめ防止等の取組

いじめ防止等の取組には、学校と家庭、地域その他の関係者が連携して取組むことが欠かせません。学校は、家庭、地域、関係機関・関係団体と連携し、いじめ防止等の取組みを工夫することも有効です。

### (1) 保護者の役割

保護者は、子どもの教育について第一義的な責任を有することを認識し、家庭の温かな人間関係の中で、子どもに思いやりの心や、規範意識、正義感などを育みましょう。また、子どもがいじめを受けた場合には適切に守ることが必要です。

- ・ 子どもとともに過ごす時間を大切に、子どもを理解するとともに、日ごろから子どもが悩みを相談しやすいような雰囲気づくりに努める。
- ・ 表情や会話など子どもの様子に目を配り、変化に気付くよう努める。
- ・ 家庭生活のルールや情報機器の使用等のルールを子どもとともに考える。

## (2) 地域におけるいじめ防止等の取組との連携

- ・ P T A活動によるいじめ防止等の取組の推進。
- ・ 地域人材の学校教育活動への参画。また、児童生徒と家庭や地域の多くの大人が接するような取組の学校教育計画への位置づけ。
- ・ 公民館活動や青少年健全育成事業への児童生徒の積極的な参加。
- ・ 児童センターと連携した児童生徒の状況把握。
- ・ 地区懇談会等での地域における児童生徒の状況の把握。

## (3) 関係機関・関係団体との連携

- ・ 児童相談所や警察など関係機関、医療機関、地方法務局、教育委員会、子育てや福祉に係る機関との窓口交換等日常的な連携。
- ・ スクールサポーターの活用による防犯教室などの実施。
- ・ 外部専門家や、民間団体によるいじめ防止等の啓発活動の活用。

## 5 重大事態への対応

いじめ防止対策推進法に規定する下記のような重大事態が発生した場合は、いじめられた児童生徒を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応することが必要です。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
    - 児童生徒が自殺を企図した場合
    - 身体に重大な傷害を負った場合
    - 金品等に重大な被害を被った場合
    - 精神性の疾患を発症した場合
  - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
    - 年間 30 日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に報告、調査
- ※その他、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

### (1) 学校の対応

学校は学校の設置者に速やかに事案発生を報告し、迅速かつ適正に組織的対応をします。そのため、各学校は『学校危機管理マニュアル作成の手引』（長野県教育委員会 平成 24 年 1 月）等を参考にし、学校危機管理マニュアルを整備しておきます。

- 事案発生直後に教職員の共通理解を図り、速やかに「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を中核とし、対応チームを組織。
- 関係児童生徒への事実確認と関係児童生徒の保護者への迅速な連絡、連携した支援・指導。

- 関係機関等（消防・警察・教育委員会・PTA等）への緊急連絡と支援の要請、連携体制構築。
- いじめられた児童生徒の安心・安全の確保
  - 「あなたは悪くない、必ず守り通す」というメッセージを伝え、安全・安心を確保し、学習やその他の活動が安心して行える環境を整備する。学校体制での見守りと、スクールカウンセラー等による心のケアを継続する。
- いじめた児童生徒への指導
  - いじめを完全にやめさせ、毅然とした対応をするとともに、自分の行為の責任を自覚し、健全な人間関係を育むことができるような配慮のもと指導を継続する。

## (2) 学校の設置者又は学校の対応

### ア 重大事態発生時の報告

学校は速やかに学校の設置者に報告します。学校の設置者は次のように地方公共団体の長等に報告します。

学校	設置者	報告先
国立大学附属学校	国立大学法人の学長	文部科学大臣
県立学校	県教育委員会	県知事
市町村立学校	市町村教育委員会	市町村長
私立学校	私立学校法人	県知事

### イ 重大事態の調査

学校の設置者は調査の主体を判断し、学校の設置者又は学校の下に、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行います。

#### (ア) 調査の主体の判断

今までの経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒の保護者の訴えなどを踏まえて調査の主体を判断します。学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合や、学校主体の調査では十分な結果が得られないと判断したような場合は学校の設置者が調査の主体となる必要があります。

#### (イ) 調査委員会の設置

- ・ 弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図り、公平性・中立性・客観性を確保します。
- ・ 学校が調査の主体となる場合は、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を母体として、事態の性質に応じて専門家を加えます。また、学校の設置者は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行います。
- ・ 公立学校については「いじめを背景とする重大事件・事故発生時の対応と『調査委員会』の設置について」（長野県教育委員会）を参照。
- ・ 法第14条3項に基づく「附属機関」を設置してある市町村教育委員会ではこの機関が調査を行うことがふさわしい。

#### (ウ) 調査の実施

- 因果関係の特定を急がず、アンケート調査、児童生徒や関係者への聴き取り等を行い、客観的な事実関係を速やかに、可能な限り網羅的に明確にします。  
※いじめ行為がいつ、だれから、どのように行われたか。いじめの背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか。学校教職員はどのように対応してきたか。
- 調査の主体（学校の設置者又は学校）は調査に全面的に協力し、事実にしっかりと向き合うことが重要です。  
※当該自体への対処、同種の事態の発生防止を図ることが目的。
- 児童生徒の自殺という事態が起こった場合は、遺族の気持ちに十分配慮しながら自殺の背景調査を実施します。亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指します。いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、「国の基本方針」の留意事項を十分配慮したうえで、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とします。

## ウ 調査結果の提供及び報告

### (7) いじめを受けた児童生徒や保護者への情報提供

- 学校の設置者又は学校は、調査により明らかになった事実関係を適時・適切な方法で説明します。  
※そのため、いじめられた児童生徒及びその保護者との定期的に連絡を取り合い、調査の経過や見通しを知らせておくことが必要。
- 関係者の個人情報に十分配慮することが必要です。ただし、その保護を盾に説明を怠るようなことないようにします。

### (イ) 調査結果の報告

学校の設置者又は学校は、調査結果を上記アのように報告します。その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望し、調査の報告に対する所見をまとめた文書を提出した場合は、それを調査結果の報告に添えます。

## エ 調査結果を踏まえた措置

学校の設置者は専門家の派遣による重点的な学校支援、教職員の配置等人的支援の強化、心理や福祉の専門家など外部人材の追加配置等を行い、積極的に学校を支援します。

### (3) 地方公共団体の長等による対応

上記ウ(イ)の報告を受けた地方公共団体の長等は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行います。

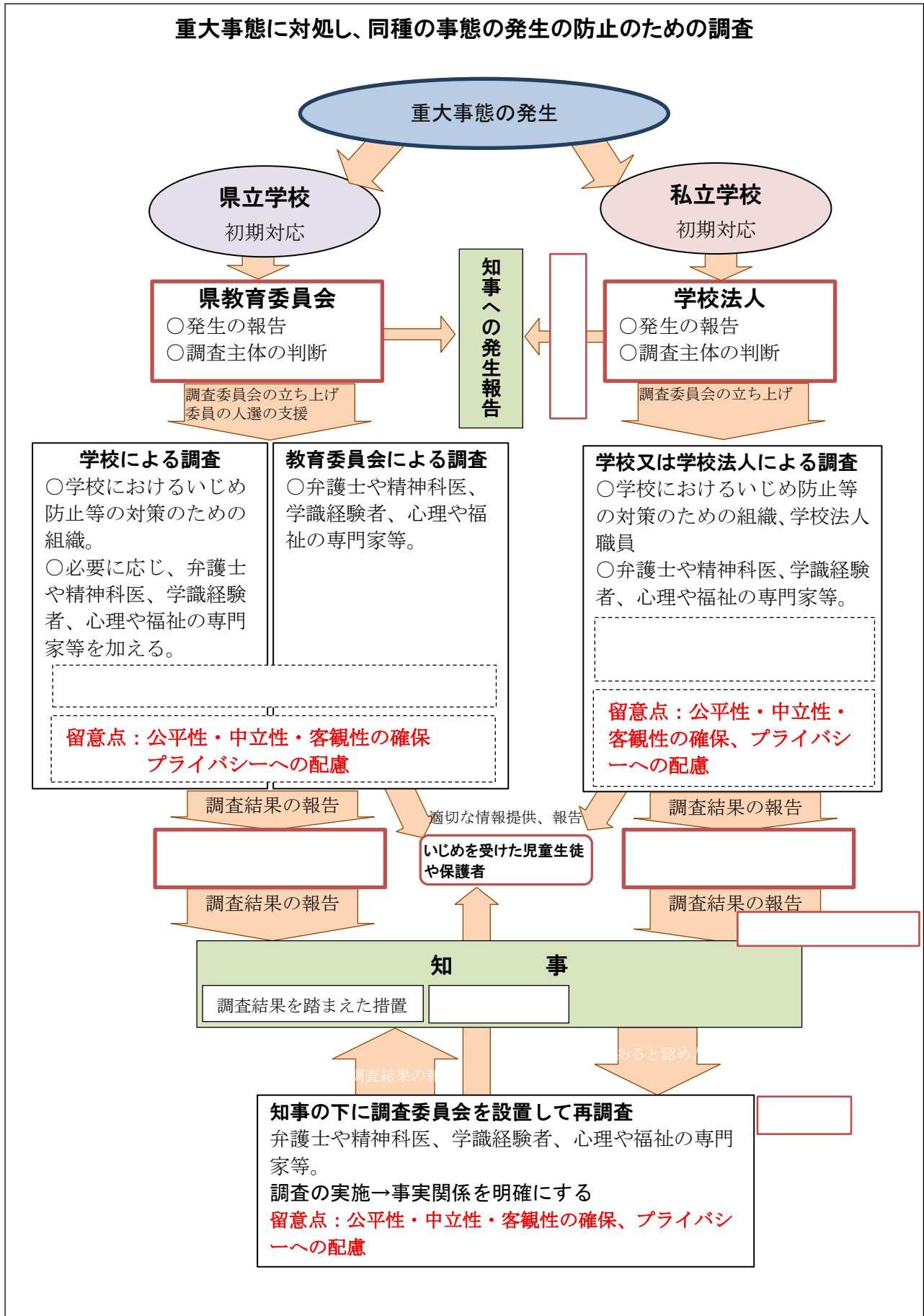
学校	設置者	再調査の主体
国立大学附属学校	国立大学法人の学長	文部科学大臣
県立学校	県教育委員会	県知事
市町村立学校	市町村教育委員会	市町村長
私立学校	私立学校法人	県知事

## ア 再調査

- ・ 地方公共団体の長等は、附属機関を設けて調査を行う等の方法で再調査を行います。
- ・ 調査をする機関の構成員は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではない者(第三者)の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保します。
- ・ 従前の経緯や事案の特性から必要な場合、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、(2)イの調査に並行して、地方公共団体の長等による調査を実施することもあります。
- ・ 再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒およびその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。

## イ 再調査の結果を踏まえた措置等

- ・ 公立学校について再調査を行ったときは、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保した上で、地方公共団体の長はその結果を議会に適切に報告します。
- ・ 地方公共団体の長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとします。
- ・ 国立大学に附属して設置される学校・私立学校等についても、国立大学法人法において準用する独立行政法人通則法の規定や私立学校法の規定等に定める権限に基づき、必要な措置を講ずるものとします。
- ・ 「必要な措置」としては、首長部局においては、必要な教育予算の確保や児童福祉や青少年健全育成の観点からの措置が考えられます。



### 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

県は市町村における学校や地域の実情に応じたいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための地域基本方針の策定状況を確認し、公表します。市町村においては自ら設置する学校の基本方針について策定状況を確認し、公表するものとします。

また、県は、「いじめ問題対策連絡協議会（仮称）」において、「いじめ防止対策推進法」の施行状況、国の基本方針の見直しの状況等を勘案するとともに、県内各学校や地域におけるいじめの状況やいじめ防止等の取組の実施状況、関係機関・団体等によるいじめ防止等の取組の状況を踏まえ、基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。